

- 二 最終卒業学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
  - 三 履歴書（市販用紙、最近3か月以内撮影の写真添付）
  - 四 学則別表5に定める選考料
- 2 前項の規定にかかわらず、学習院女子大学の卒業生については、第2号及び第3号の書類の提出を免除する。ただし、卒業後1年以上経過した者は、第3号の書類を提出しなければならない。

**(登録手続き)**

**第6条** 履修を許可された者は、以下に掲げる費用の全額を、出願要項に記載する期間内に納入しなければならない。

- 一 学則別表5に定める登録料
  - 二 学則別表5に定める履修料
  - 三 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあってはその経費
- 2 前項の手続きを完了した者には、科目等履修生証を交付する。

**(履修科目数の制限)**

**第7条** 科目等履修生が履修できる科目数及び単位数は、1学期につき4科目8単位までとする。ただし、学位授与機構の修士学位を取得する目的で履修する場合は、研究科委員会の審査に基づき、上限を超えて履修を許可することがある。

**(規則の遵守)**

**第8条** 科目等履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

**(改正)**

**第9条** この規程の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学大学院委託生規程

**(趣旨)**

**第1条** この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という）学則第35条の規定に基づき、委託生に関して必要な事項を定める。

**(委託生)**

**第2条** 大学を卒業した者、又は本大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という）によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき、研究を主たる目的として本大学院に入学を希望する場合には、選考の上委託生として入学を許可することがある。

**(選考)**

**第3条** 委託生の選考は、研究科委員会が行う。

**(受入期間)**

**第4条** 委託生の入学時期は毎学期の始めとし、在学期間は1学期又は2学期とする。ただし、研究科委員会において特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

**(単位の認定)**

- 第5条** 委託生は、1学期につき5科目10単位を限度として本大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 履修した授業科目の修了試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

**(出願手続き)**

**第6条** 委託生の出願は、所定の委託生願書に必要事項を記載し、これに本人の履歴書及び委託生研究計画書を添えて学長に願い出るものとする。

**(受入れの許可)**

**第7条** 委託生の受入れは、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

**(受託料)**

**第8条** 委託生として入学が許可された者は、本大学院学則別表6の受託料を納付しなければならない。ただし、委託生が授業科目の履修を希望しない場合の受託料は別に定めるところによる。

**(学生証)**

**第9条** 委託生は所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

**(施設等の利用)**

**第10条** 委託生が研究等に必要な学習院女子大学諸施設の利用については、本大学院学生に準じる範囲とする。

**(学修報告)**

**第11条** 委託生は研究等が完了した時点で、指導教員の指導に基づき研究等の成果を本大学院研究科委員長に報告するものとする。

**(規則等の遵守)**

**第12条** 委託生は、正規課程の本大学院学生と同様に本大学院の諸規則を遵守しなければならない。

**(改正)**

**第13条** この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学大学院研究生規程

**(目的)**

**第1条** この規程は、学習院女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第36条に基づき、研究生に關して必要な事項を定める。

**(研究生)**

**第2条** 大学院修士課程（博士前期課程）修了者、又は学習院女子大学研究科委員会（以下「委員会」という。）によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学教員の指導のもとに、特定の専門事項についての研究を願い出たときは、委員会の承認を経て研究生となることができる。

2 研究生は、指導教員の研究指導を受けなければならない。

**(研究期間)**

**第3条** 研究期間は、原則として2学期とする。

**(修了試験の受験)**

**第4条** 研究生がその履修した科目の修了試験を受けることを希望した場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 前項により修了試験を受けることを希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

**(出願手続き)**

**第5条** 出願する者は、出願要項に記載する期日までに、次の書類等を提出しなければならない。

一 研究生願（所定の用紙）